

第 1 章 函館市義務教育基本計画策定に当たって

1 背景と目的

近年，地方分権が進むなかで，教育委員会が自らの主体性を発揮し，地域住民の期待や要望にこたえる教育行政を推進していくことが強く求められています。

平成 17 年 10 月には，中央教育審議会から，義務教育改革の推進を求めた答申「新しい時代の義務教育を創造する」が示されるとともに，平成 18 年 12 月には教育基本法が改正され，市町村や学校が義務教育推進の当事者として，教育内容の質的改善を図ることが必要となってきました。

一方，函館市においては，平成 16 年 12 月に市町村合併が行われるとともに，平成 17 年 10 月から中核市へ移行し，市民が一体となって新しい函館のまちづくりに取り組んでおり，そうした取り組みを支える人材の育成に向け，その基盤となる義務教育の果たす役割はますます重要となっています。

本市では，義務教育の推進に当たり，これまでも年度ごとに，「学校教育推進の指針」や「学校教育の重点」を各学校に示し，教育活動の活性化と内容の充実を図ってきましたが，様々な教育動向への対応や保護者，地域住民等の負託にこたえる教育の一層の充実をめざすため，義務教育の具体的な方向性について，見通しをもった計画を策定することが大切であると考えます。

こうした国の動向や本市の現状を踏まえ，函館市の次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし，未来を創造する豊かな人間性をはぐくむため，また，学校，家庭，地域が連携した函館市における義務教育を推進するため，函館市義務教育基本計画を策定します。

2 基本計画の位置付け

函館市における義務教育の現状と課題を踏まえ、その基本的な考え方と推進の方向性、取り組みの視点を提示することにより、本市の特色を生かした義務教育を実現するための指針とします。

なお、本計画を市民にわかりやすく提示することにより、義務教育に対する市民の理解と協力を得るものとします。

3 基本計画の期間

本計画の計画期間は、平成20年度を初年度とし、平成29年度までの10年間とします。

なお、必要に応じて、計画期間内においても見直しを行うものとします。

4 基本計画の策定体制等

「函館市義務教育基本計画」の策定に向け、函館市教育委員会内に「義務教育基本計画策定会議」を設置するとともに、幅広い視点からの意見や助言を得るため、学校関係者、学識経験者、関係団体等の推薦者および公募による市民委員など、14名で構成する「函館市義務教育懇話会」を設け、意見を聞くとともに、「函館市教育フォーラム」の開催やパブリックコメントの実施により、広く市民の意見を募集するなど、計画の策定に反映しました。